

# 各務原市建築物の耐震改修の促進に関する法律の事務処理要綱

(平成16年12月27日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第17条から第21条までに規定する建築物の耐震改修の計画の認定（以下「認定」という。）等に関する手続について、法、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「政令」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 法第17条の規定による計画の認定を申請しようとする者（以下「認定申請者」という。）は、計画の認定申請に先立って、当該計画に係る建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第2号に規定する木造建築物以外の木造建築物を除く。）の耐震改修の計画に関し、市長に事前に協議するものとする。

2 前項に規定する協議は、耐震改修計画事前協議書（様式第1号）及び次に掲げる図書により行うものとする。

(1) 省令第28条に規定する図書（構造計算書を除く。）

(2) 次に掲げる図書（省令第28条に規定されている場合を除く。）

ア 建築物の外観及び屋上又は屋根の写真

イ その他市長が必要と認める図書

3 市長は、協議の結果を耐震改修計画事前協議結果通知書（様式第2号）により、認定申請者に通知するものとする。

(評定)

第3条 建築基準法第6条第1項第2号及び第3号に規定する建築物の耐震改修の計画の認定を申請しようとする者は、認定申請を行う前に、当該計画について一般社団法人岐阜県建築士事務所協会が設置する耐震診断評定委員会又は市長が認めた専門機関による当該改修計画に対する評定を受けるものとする。

(認定申請)

第4条 法第17条第1項に規定する認定申請は、法、政令及び省令に定めのある書類のほか、第2条第2項第2号アに規定する図書、同条第3項に規定する耐震改修計画事前協議結果通知書及び前条の規定により評定を受けた結果を記した図書を添

付し、市長に提出するものとする。

2 認定申請者が建築基準法第18条の規定の適用を受ける者であるときは、前項の規定を準用するものとする。

3 市長は、認定に係る審査を行うため、必要と認める図書の提出を求めることができるものとする。

(建築主事の同意)

第5条 法第17条第4項(法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事の同意は、様式第3号により行うものとする。

(建築主事への通知)

第6条 法第17条第10項後段(法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事への通知は、様式第4号により行うものとする。

(計画の変更に係る事前協議)

第7条 法第17条第3項の規定による計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)が認定に係る計画を変更しようとする場合は、市長に事前に協議するものとする。

2 前項の規定による変更の事前協議は、耐震改修計画変更事前協議書(様式第5号)により行うものとする。

3 第3条の規定は、同条に規定する建築物について構造上の補強計画を変更する場合において準用する。

(計画の変更認定申請)

第8条 法第18条第1項の規定による計画の変更の認定の申請は、耐震改修計画変更認定申請書(様式第6号)によるものとし、当該申請に係る認定通知書の写し及び変更部分を示す図書を添付するものとする。

2 前項に規定する計画の認定変更申請書に添付する図書については、第4条の規定を準用する。ただし、同条第1項中第2条第2項第2号に係る図書及び変更に係る評定結果書のうち市長が添付を要しないと認めたものは、この限りでない。

(申請者への通知)

第9条 市長は、建築物の耐震改修の計画(計画の変更を含む。)を認定しないことに決定したときは、様式第7号により申請者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第10条 法第19条に規定する認定建築物の耐震改修の状況についての報告は、耐

震改修状況報告書（様式第8号）により行うものとする。

（改善命令）

第11条 法第20条の規定による改善命令は、認定建築物改善命令書（様式第9号）により行うものとする。

（認定の取消し）

第12条 法第21条の規定による計画の認定の取消しは、認定取消通知書（様式第10号）により行うものとする。

（取下げ届）

第13条 認定申請者が計画の認定を受ける前に当該認定の申請を取下げようとする場合は、認定申請取下げ届（様式第11号）により市長に届け出るものとする。

（取止め届）

第14条 認定事業者が認定を受けた建築物の耐震改修工事を取り止めるときは、耐震改修工事取止め届（様式第12号）に計画の認定通知書を添えて、市長に届け出るものとする。

（軽微な変更届）

第15条 認定事業者は、認定申請者、工事監理者、工事施工者その他市長が認める軽微な事項を変更する場合は、記載事項変更届（様式第13号）により市長に届け出るものとする。ただし、認定事業者を変更しようとするときは、新旧の事業者が連名で行うものとする。

（完了の届出）

第16条 認定事業者は、認定に係る建築物の工事を完了したときは、工事完了届（様式第14号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る建築物が認定の内容に適合しているかどうかの検査を行い、適切と認められる場合は認定事業者に検査済証（様式第15号）を交付するものとし、適切でないと認める場合はその改善に必要な措置をとるよう求めるものとする。

（書類の提出部数）

第17条 この要綱の規定により市長に提出する図書は、省令に定めがあるものを除き、第8条に規定する変更認定申請にあつては正本1部及び副本1部、その他の書類にあつては正本1部とする。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成18年9月26日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各務原市建築物の耐震改修の促進に関する法律の事務処理要綱の規定により作成されている用紙は、この要綱による改正後の各務原市建築物の耐震改修の促進に関する法律の事務処理要綱の規定にかかわらず、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成21年5月11日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成28年10月18日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

耐震改修計画事前協議書			
(宛先) 各務原市長		年 月 日	
申請者 住所 氏名		印	
(法人にあつては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)			
次のとおり、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第1項の規定に基づく計画の認定について、事前に協議します。			
1 建築物の名称			
2 建築物の位置			
3 既設建築物の建築確認	1) あり      2) なし 3) 不明 (                  年着手)	確認年月日 確認番号 検査済証交付年月日	
4 建築物の概要 規模・構造	主用途	階数 塔屋	地上 階・地下 階 階
	構造	1) 鉄筋コンクリート造      2) 鉄骨造      3) 鉄骨鉄筋コンクリート造 4) 木造      5) 枠組壁工法      6) 組積造      7) 混構造 (                  ) 8) その他 (                  )	
5 耐震改修箇所	構造躯体	1) 基礎      2) 柱      3) はり      4) 耐震壁 5) その他 (                  )	
	設備・昇降機	1) 換気・空調      2) 給排水      3) 電気      4) 昇降機 5) その他 (                  )	
	外装等	1) 屋根ふき材      2) 外装材      3) 帳壁      4) 広告塔 5) その他 (                  )	
※ 受付欄	※ 決裁欄		※ 処理欄
		年 月 日	

備考 1 ※印のある欄には、記入しないでください。  
2 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

(第二面)

事前申請者概要

〔1. 申請者〕			
〔イ. 氏名のフリガナ〕			
〔ロ. 氏名〕			
〔ハ. 郵便番号〕	—		
〔ニ. 住所〕			
〔ホ. 電話番号〕	—	—	
〔2. 代理者〕			
〔イ. 資格〕	( )	建築士 (大臣・知事) 登録 第	号
〔ロ. 氏名〕			
〔ハ. 建築事務所名〕	( )	建築士事務所 ( ) 知事登録 第	号
〔ニ. 郵便番号〕	—		
〔ホ. 所在地〕			
〔ヘ. 電話番号〕	—	—	
〔3. 設計者〕			
〔イ. 資格〕	( )	建築士 (大臣・知事) 登録 第	号
〔ロ. 氏名〕			
〔ハ. 建築事務所名〕	( )	建築士事務所 ( ) 知事登録 第	号
〔ニ. 郵便番号〕	—		
〔ホ. 所在地〕			
〔ヘ. 電話番号〕	—	—	
〔4. 建築設備に関して意見を聴いた者〕			
〔イ. 氏名〕			
〔ロ. 勤務先〕			
〔ハ. 郵便番号〕	—		
〔ニ. 所在地〕			
〔ホ. 電話番号〕	—	—	
〔5. 工事監理者〕			
〔イ. 資格〕	( )	建築士 (大臣・知事) 登録 第	号
〔ロ. 氏名〕			
〔ハ. 建築事務所名〕	( )	建築士事務所 ( ) 知事登録 第	号
〔ニ. 郵便番号〕	—		
〔ホ. 所在地〕			
〔ヘ. 電話番号〕	—	—	
〔6. 工事施工者〕			
〔イ. 氏名〕			
〔ロ. 営業所名〕	建設業許可	(大臣・知事) 第	号
〔ハ. 郵便番号〕	—		
〔ニ. 住所〕			
〔ホ. 電話番号〕	—	—	
〔7. 備考〕			

様式第2号（第2条関係）

## 耐震改修計画事前協議結果通知書

第 号  
年 月 日

協議者

様

各務原市長 印

年 月 日付けで協議のあった下記建築物の耐震改修計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第1項の規定に基づく認定手続を進めてください。

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の位置

様式第3号（第5条関係）

建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第4項（第18条第2項の規定により準用する第17条第4項）の規定による同意書

第 号  
年 月 日

（宛先）各務原市長

各務原市建築主事 印

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第1項（第18条第1項）の規定による下記の計画の認定の申請については、同条第4項（同条第2項の規定により準用する第17条第4項）の規定により同意します。

記

- 1 申請者の住所及び氏名
  - （1）住所
  - （2）氏名
- 2 建築物の位置
- 3 建築物の概要
  - （1）主要用途
  - （2）延べ面積
  - （3）その他の事項



様式第4号（第6条関係）

建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第10項（第18条第2項の規定により準用する第17条第10項）の規定による計画の認定（変更認定）通知書

第 号  
年 月 日

（宛先）各務原市建築主事

各務原市長 印

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項（第18条第1項）の規定による下記のとおり計画の認定（変更の認定）をしたので、同条第10項後段（同条第2項の規定により準用する第17条第10項後段）の規定により通知します。

記

- 1 申請者の住所及び氏名
  - （1）住所
  - （2）氏名
- 2 建築物の位置
- 3 建築物の概要
  - （1）主要用途
  - （2）延べ面積
  - （3）その他の事項

（第一面）

耐震改修計画変更事前協議書		
（宛先）各務原市長	年 月 日	
	申請者 住所 氏名	印
（法人にあつては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）		
次のとおり、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第18条第1項の規定に基づく耐震改修計画の変更認定について、事前に協議します。		
1 建築物の名称		
2 建築物の位置		
3 耐震改修計画 認定番号及び 認定年月日	第 号 年 月 日	
4 変更内容		
5 変更理由		
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 処 理 欄
		年 月 日

備考 1 ※印のある欄には、記入しないでください。

2 氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。

(第二面)

事前申請者概要

〔1. 申請者〕			
〔イ. 氏名のフリガナ〕			
〔ロ. 氏名〕			
〔ハ. 郵便番号〕	—		
〔ニ. 住所〕			
〔ホ. 電話番号〕	—	—	
〔2. 代理者〕			
〔イ. 資格〕	( )	建築士 (大臣・知事) 登録 第	号
〔ロ. 氏名〕			
〔ハ. 建築事務所名〕	( )	建築士事務所 ( ) 知事登録 第	号
〔ニ. 郵便番号〕	—		
〔ホ. 所在地〕			
〔ヘ. 電話番号〕	—	—	
〔3. 設計者〕			
〔イ. 資格〕	( )	建築士 (大臣・知事) 登録 第	号
〔ロ. 氏名〕			
〔ハ. 建築事務所名〕	( )	建築士事務所 ( ) 知事登録 第	号
〔ニ. 郵便番号〕	—		
〔ホ. 所在地〕			
〔ヘ. 電話番号〕	—	—	
〔4. 建築設備に関して意見を聴いた者〕			
〔イ. 氏名〕			
〔ロ. 勤務先〕			
〔ハ. 郵便番号〕	—		
〔ニ. 所在地〕			
〔ホ. 電話番号〕	—	—	
〔5. 工事監理者〕			
〔イ. 資格〕	( )	建築士 (大臣・知事) 登録 第	号
〔ロ. 氏名〕			
〔ハ. 建築事務所名〕	( )	建築士事務所 ( ) 知事登録 第	号
〔ニ. 郵便番号〕	—		
〔ホ. 所在地〕			
〔ヘ. 電話番号〕	—	—	
〔6. 工事施工者〕			
〔イ. 氏名〕			
〔ロ. 営業所名〕	建設業許可	(大臣・知事) 第	号
〔ハ. 郵便番号〕	—		
〔ニ. 住所〕			
〔ホ. 電話番号〕	—	—	
〔7. 備考〕			

耐震改修計画変更認定申請書		
(宛先) 各務原市長	年 月 日	
	申請者 住所 氏名	印
(法人にあつては、その事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名)		
電話 (        )        -		
<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項（第18条第2項の規定により準用する第17条第3項）の規定により認定通知のあつた計画について、下記のとおり変更したいので、同法第18条第1項の規定により計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。</p>		
記		
1 当初認定通知 年月日及び番号	第        号 年    月    日	
2 建築物の名称		
3 建築物の位置		
4 変更内容		
5 変更理由		
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 処 理 欄
		年    月    日

- 備考 1 ※印のある欄には、記入しないでください。  
 2 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

認定できない旨の通知書

第 号  
年 月 日

様

各務原市長 印

1 申請年月日 年 月 日

2 建築物の位置

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号） 第17条第1項 の規  
第18条第1項

定による上記の認定の申請は、下記の理由により、認定しないことを決定したので通知します。

記

（理由）

（教示）

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（第一面）

<h2 style="margin: 0;">耐震改修状況報告書</h2>		
(宛先) 各務原市長		年 月 日
申請者 住所 氏名		印
(法人にあつては、その事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名)		
建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第19条の規定により 報告を求められた耐震改修の状況について、下記のとおり報告します。		
記		
1 認定通知 年月日及び番号	第 年 月 日 号	
2 建築物の名称		
3 建築物の位置		
4 耐震改修工事の 実施時期	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
5 報告事項		
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 処 理 欄
		年 月 日

- 備考 1 ※印のある欄には、記入しないでください。
- 2 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

(第二面)

〔1. 認定事業者〕			
〔イ. 氏名のフリガナ〕			
〔ロ. 氏名〕			
〔ハ. 郵便番号〕	—		
〔ニ. 住所〕			
〔ホ. 電話番号〕	—	—	
〔2. 代理者〕			
〔イ. 資格〕	( )	建築士 (大臣・知事) 登録 第	号
〔ロ. 氏名〕			
〔ハ. 建築事務所名〕	( )	建築士事務所 ( ) 知事登録 第	号
〔ニ. 郵便番号〕	—		
〔ホ. 所在地〕			
〔ヘ. 電話番号〕	—	—	
〔3. 設計者〕			
〔イ. 資格〕	( )	建築士 (大臣・知事) 登録 第	号
〔ロ. 氏名〕			
〔ハ. 建築事務所名〕	( )	建築士事務所 ( ) 知事登録 第	号
〔ニ. 郵便番号〕	—		
〔ホ. 所在地〕			
〔ヘ. 電話番号〕	—	—	
〔4. 建築設備に関して意見を聴いた者〕			
〔イ. 氏名〕			
〔ロ. 勤務先〕			
〔ハ. 郵便番号〕	—		
〔ニ. 所在地〕			
〔ホ. 電話番号〕	—	—	
〔5. 工事監理者〕			
〔イ. 資格〕	( )	建築士 (大臣・知事) 登録 第	号
〔ロ. 氏名〕			
〔ハ. 建築事務所名〕	( )	建築士事務所 ( ) 知事登録 第	号
〔ニ. 郵便番号〕	—		
〔ホ. 所在地〕			
〔ヘ. 電話番号〕	—	—	
〔6. 工事施工者〕			
〔イ. 氏名〕			
〔ロ. 営業所名〕	建設業許可	(大臣・知事) 第	号
〔ハ. 郵便番号〕	—		
〔ニ. 住所〕			
〔ホ. 電話番号〕	—	—	
〔7. 備考〕			

## 認定建築物改善命令書

第 号  
年 月 日

様

各務原市長 印

年 月 日付け第 号により計画の認定をした認定建築物の耐震改修について、下記のとおり改善に必要な措置をとるよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第20条の規定により、命じます。

### 記

- 1 認定建築物の名称及び位置
- 2 改善すべき事項
- 3 改善措置の期限

#### （教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



## 認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

各務原市長 印

年 月 日付け第 号により認定をした建築物の耐震改修の計画については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第21条の規定により、下記のとおり認定を取り消したので通知します。

### 記

- 1 認定建築物の名称及び位置
- 2 計画の認定を取り消す理由

#### （教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

認 定 申 請 取 下 げ 届		
(宛先) 各務原市長	申請者 住所 氏名	年 月 日  印
(法人にあつては、その事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名)		
電話 (         )         —		
下記の認定申請は、取り下げたいので届け出ます。		
記		
1 申請年月日	年 月 日	
2 申請建築物の名称		
3 申請建築物の位置		
4 取下げ理由		
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 処 理 欄
		年 月 日

- 備考 1 ※印のある欄には、記入しないでください。
- 2 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

<h2 style="margin: 0;">耐震改修工事取止め届</h2> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;">(宛先) 各務原市長</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">申請者 住所 氏名</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">印</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">(法人にあつては、その事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">電話 (        )        -</p> <p style="margin: 5px 0;">下記の認定建築物の工事を取り止めたいので、認定通知書を添えて届出ます。</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">記</p>		
1 認定番号及び 認定年月日	第        号 年    月    日	
2 認定建築物の名称		
3 認定建築物の位置		
4 工事を取り止める 理由		
※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 処理欄
		年 月 日

備考 1 ※印のある欄には、記入しないでください。

2 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

記載事項変更届		
年 月 日		
(宛先) 各務原市長		
旧届出者 (認定事業者変更の場合は、変更前の建築主)		住所 氏名 電話 ( ) - <span style="float: right;">印</span>
新届出者 (認定事業者変更の場合のみ)		住所 氏名 電話 ( ) - <span style="float: right;">印</span>
(法人にあつては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)		
記載事項を変更したいので、各務原市建築物の耐震改修の促進に関する法律の事務処理要綱第15条により届け出ます。		
1 認定年月日	年 月 日	2 認定番号 第 号
3 地名地番	各務原市	
4 主要用途		5 工事種別
6 変更年月日	年 月 日	7 認定番号 第 号
8 変更事項	建築主、工事監理者、工事施工者、その他 ( )	
9 変更内容	変更前 (住所氏名・ 電話番号・ 登録番号等)	
	変更後 (住所氏名・ 電話番号・ 登録番号等)	
10 変更理由		
※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 処理欄
		年 月 日

備考 1 ※印欄は、記入しないで下さい。

2 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

<h2 style="margin: 0;">工 事 完 了 届</h2>		
(宛先) 各務原市長		年 月 日
申請者 住所 氏名		
印		
(法人にあつては、その事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名)		
電話 (        )        -		
下記の建築物の耐震改修工事の完了を届けます。		
記		
1 完了年月日	年 月 日	
2 建築物の名称		
3 建築物の位置		
4 認定番号 認定年月日	第        号	(変 更)
	年 月 日	第        号 年 月 日
5 建築物の概要	主要用途	
	延べ面積	
	その他の事項	
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 処 理 欄
		年 月 日

- 備考 1 ※印のある欄には、記入しないでください。
- 2 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

建築物の耐震改修の促進に関する法律による計画の認定に係る

検 査 済 証

第 号  
年 月 日

様

各務原市長 印

年 月 日付けで工事完了の届けがあった耐震改修工事については、各務原市建築物の耐震改修の促進に関する法律の事務処理要綱第16条第2項の規定による検査の結果、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項（第18条第2項の規定により準用する法第17条第3項）の認定内容に適合していることを証明します。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 建築物の位置 各務原市
- 4 検査年月日 年 月 日
- 5 検査員氏名
- 6 建築物の概要
  - 1) 建築物の名称
  - 2) 建築物の用途
  - 3) 階数・構造 地上 階/地下 階・造
  - 4) 延べ面積  $m^2$